

政令第四百十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二条第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2 溶接ヒューム

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。